

# 令和7年厚木市農業委員会11月定例総会議事録

日 時 令和7年11月25日 火曜日 午後1時30分から午後2時30分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 山 川 宏 司

農業委員

1番 小 池 よし子

2番 常 盤 悟

3番 大 塚 孝 雄

4番 三 橋 能 弘

5番 市 川 秀 夫

6番 高 澤 友紀子

7番 大 貫 昭 司

8番 伊 藤 洋 文

9番 庄 司 隆 行

10番 高 瀬 正 美

11番 神 崎 吉 男

12番 山 口 泉 (会長職務代理者)

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹  
農地管理係主査

## 議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告13件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告7件)
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について (報告2件)
- 4 登記官からの農地の転用事実に関する照会に対する調査結果について (報告1件)
- 5 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告10件)
- 6 議案第45号 農地法第3条の規定に係る買受適格証明について (1件)
- 7 議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について (3件)
- 8 議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について (4件)
- 9 議案第48号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について (13件)

<議長>

ただいまの出席委員は13人で定足数に達しております。  
これより、令和7年厚木市農業委員会11月定例総会を開会いたします。  
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、6番の高澤友紀子委員、7番の大貫昭司委員にお願いいたします。  
本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりでございます。  
日程に入ります。  
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。  
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告いたします。

今回報告する対象は、10月14日から11月10日までに受付したもので、それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理をしたものでございます。

総括表に基づき御報告いたします。

法第4条につきましては、6件、11筆、面積は4,987平方メートルでございます。

法第5条につきましては、7件、9筆、面積は2,204平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、13件、20筆、面積は7,191平方メートルでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。  
日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」について議題といたします。  
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、10月14日から11月10日までに受付したのものについてそれぞれ内容を適正と認め、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は6人、農地の所有権を取得された相続人は7人、筆数は延べ32筆、面積は延べ15,039.22平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法第18条第6項の規定による通知」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第18条第6項の規定による通知」について御報告いたします。御報告する案件は2件でございます。

1番でございます。

対象地は愛甲字新町1筆、登記地目及び現況地目はともに田で、面積は910平方メートルでございます。

賃貸人は愛甲東2丁目にお住まいのAさん、賃借人は愛名にお住まいのBさんでございます。

賃借人の死亡により、令和7年10月20日に合意解約されたものでございます。

2番でございます。

対象地は愛甲東三丁目2筆、登記地目は畑及び田、現況地目も畑及び田で、合計面積は976平方メートルでございます。

賃貸人は愛甲東3丁目にお住まいのCさん、賃借人は同所にお住まいのDさんでございます。

賃貸人の都合により、令和7年10月31日に合意解約されたものでございます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「登記官からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「登記官からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果」について御報告いたします。

御報告する案件は1件でございます。

横浜地方法務局厚木支局登記官から「農地の転用事実に関する照会」があったものでございます。

本件は、令和7年9月17日付けの案件で、土地の所在地は、三田字前田1筆、登記地目は田、面積は1,847平方メートルです。

所有者は、三田にお住まいのEさんでございます。

調査しましたところ、当該地の一部について農地転用許可済みではありますが、残地部分の現況は畑となっているため、筆全体では、農地転用がされていない状況であることを確認いたしました。

国の通達に基づく、「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱い」により、事務局長専決事項として、調査結果を送付いたしましたので、御報告いたします。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。御報告する案件は10件でございます。

初めに1番でございます。

証明願の提出者は、三田にお住まいのFさん、対象地は三田字堰端1筆、登記地目は田、面積は15平方メートルでございます。

当該地につきましては、昭和50年頃から住宅敷地の一部として使用し、現在に至っているもので、平成28年度固定資産（土地）評価証明書で10年以上経過していることが確認することができます。

これらの経過を踏まえ、小池よし子委員及び市川秀夫委員に資料等による確認をいただいたものです。

続いて2番でございます。

証明願の提出者は、上依知にお住まいのGさん、対象地は上古沢字雨堤2筆、登記地目はともに畑、合計面積は956平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成27年以前から資材置場として使用し、現在に至っているもので、平成28年度固定資産（土地）評価証明書で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、山川宏司会長に資料等による確認をいただいたものです。

続いて3番でございます。

証明願の提出者は、愛川町春日台3丁目にお住まいのHさん、対象地は棚沢字十八ノ域1筆、登記地目は畑、面積は434平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成13年頃から住宅敷地として使用し、現在に至っているもので、平成28年度固定資産（土地）評価証明書で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、小池よし子委員及び市川秀夫委員に資料等による確認をいただいたものです。

続いて4番でございます。

証明願の提出者は、上荻野にお住まいのIさん、対象地は上荻野字荒井1筆、登記地目は畑、面積は361平方メートルでございます。

当該地につきましては、願出人が相続した平成23年以前から住宅敷地の一部として使用し、現在に至っているもので、平成26年撮影の航空写真で10年以上経過していることが確認できます。

願出に先立ち、事前に相談があったことから高澤友紀子委員及び曾根義久前委員に資料等による確認をいただいたものです。

続いて5番でございます。

証明願の提出者は、棚沢にお住まいの被相続人Jさんの相続人Kさん外3人、対象地は棚沢字市島山ノ根1筆、登記地目は畑、面積は102平方メートルでございます。

当該地につきましては、願出人が相続した平成19年頃から駐車場として使用し、現在に至っているもので、平成28年度固定資産（土地）評価証明書で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、小池よし子委員及び鈴木好弘前委員に資料等による確認をいただいたものです。

続いて6番でございます。

証明願の提出者は、棚沢にお住まいのLさん、対象地は棚沢字市島山ノ根3筆、登記地目は全て畑、合計面積は878平方メートルでございます。

当該地につきましては、願出人が相続した昭和48年頃から残土置場、宅地及び駐車場として使用し、現在に至っているもので、平成28年度固定資産（土地）評価証明書で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、小池よし子委員及び前農業委員の鈴木好弘委員に資料等による確認をいただいたものです。

続いて7番でございます。

証明願の提出者は、福岡県福岡市西区愛宕浜2丁目にお住まいのMさん、対象地は棚沢字市島山ノ根2筆、登記地目はともに畑、合計面積は971平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成28年頃から残土置場及び駐車場として使用し、現在に至っているもので、平成28年度固定資産（土地）評価証明書で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、小池よし子委員及び鈴木好弘前委員に資料等による確認をいただいたも

のです。

続いて8番でございます。

証明願の提出者は、滋賀県野洲市永原にお住まいのNさん、対象地は七沢字大竹1筆、登記地目は畑、面積は1,067平方メートルでございます。

当該地につきましては、願出人が相続した昭和62年頃から山林化し、現在に至っているもので、平成26年撮影の航空写真で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、三橋能弘委員に資料等による確認をいただいたものです。

続いて9番でございます。

証明願の提出者は、下依知3丁目にお住まいのOさん、対象地は下依知三丁目1筆、登記地目は畑、面積は152平方メートルでございます。

当該地につきましては、昭和60年頃から車両置場として使用し、現在に至っているもので、平成28年度固定資産（土地）評価証明書で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、常盤悟委員に資料等による確認をいただいたものです。

最後に10番でございます。

証明願の提出者は、上古沢にお住まいのPさん、対象地は上古沢字宮下1筆、登記地目は畑、面積は68平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成10年頃から農業用施設の一部として使用し、現在に至っているもので、平成26年撮影の航空写真で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、山川宏司会長に資料等による確認をいただいたものです。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程6、議案第45号「農地法第3条の規定に係る買受適格証明」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第45号「農地法第3条の規定に係る買受適格証明」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は1件で、東京国税局による公売が予定されております。

公売の入札に際し、農地法第3条の買受適格証明が必要となるため、入札を希望している願出人から、証明願の申請があったものです。

対象地は飯山字上河原2筆、現況地目はともに田、合計面積は2,764平方メートルです。

願出人は飯山の農事組合法人Q代表Rさんです。

経営規模拡大のための公売による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

願出人の保有する機械につきましては、トラクター、田植機、コンバイン。

労働力につきましては、本人、子及び従業員の3人です。

なお、農地法に規定する各基準については満たしています。

また、公売の結果、落札された場合、最高価買受申出人となった旨の証明書を添付して農地法第3条の手続を行います。既に実質的な判断が済んでいることから、農地法3条の許可書の発行につきましては、その後の総会で報告いたします。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第45号「農地法第3条の規定に係る買受適格証明」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第45号「農地法第3条の規定に係る買受適格証明」については、許可することに決しました。

次に、日程7、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明いたします。

お諮りする案件は3件でございます。

初めに1番でございます。

対象地は山際字西ノ久保1筆、同字下中原1筆、現況地目はともに畑、合計面積は1,362平方メートルです。

渡人は山際にお住まいのSさん、受人は山際にお住まいのTさんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン。

労働力につきましては、本人及び父の2人です。

続いて2番でございます。

対象地は戸田字下沖6筆、現況地目は全て畑、合計面積は1,894平方メートルです。

渡人は戸田にお住まいのUさん、受人は酒井にお住まいのVさん及びWさんです。  
経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。  
受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン。  
労働力につきましては、本人及び妻の2人です。  
最後に3番でございます。

対象地は猿ヶ島字竹ノ内1筆、現況地目は畑、面積は538平方メートルです。  
渡人は横浜市旭区中希望が丘にお住まいのXさん、受人は上依知にお住まいのYさんです。  
経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。  
受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン。  
労働力につきましては、本人、妻、子2人及び弟の5人です。  
なお、1番から3番の全てにおいて、農地法に規定する各規準については満たしています。  
説明は以上でございます。  
よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。  
日程7、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。  
よって、日程7、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに決しました。  
次に、日程8、議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。  
なお、本議案は4番までございますが、3番については、大塚委員が関係する事案のため、最初に審議いただきます。  
農業委員会等に関する法律第31条の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、大塚委員の退出を求めます。

[大塚委員 退出]

<議長>

それでは、日程8、議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請」の3番について事務局の

説明を求めます。

<農地管理係主査>

ただいま議題となりました議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請」の3番について、御説明いたします。

対象地は三田字蟹淵2筆、登記地目はともに田、面積は1,814平方メートルです。

受人は水引2丁目のZ組合代表理事組合長 a さん、渡人は三田にお住まいの b さん外1人です。

農地区分は、農地の規模が10ヘクタール以上の第1種農地です。

受人は市内の組合で、今般の米不足対策のための米の在庫増し、米の全量買取制度、市内倉庫の老朽化及び面積の不足などに対応するため、新たな米穀倉庫が市内北部地域に必要となり、また、受人が所有・経営する施設の隣接地であることから、利便性も良く事業効率も上がるため、今回の申請地を選定され申請されました。

申請地は、東側は水路、西側及び北側は道路、南側は受人が所有・経営する施設に接しております。

西側に出入口を設け、申請地内北側三分の二ほどに倉庫建屋を建設、そのほか通路及び荷積み下ろし箇所はアスファルト舗装し、米穀倉庫建設のための農業用施設とする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、水路に接する東側、道路に接する北側及び西側には、出入口を除きL型擁壁を新設、また、営農経済センターに接する南側には隣地側既設コンクリートブロック3段積みにより、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

他法令につきましては、建築物があるため、都市計画法の許可対象となっており、また、本件は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中でございます。

農地法第5条の規定による許可申請の3番の説明は以上となります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何かご質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程8、議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」の3番については、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 8、議案第 47 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 3 番については、許可相当として県に進達することに決しました。

ここで、大塚委員を入室させてください。

[大塚委員 入室]

<議長>

それでは、日程 8、議案第 47 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番、2 番及び 4 番について事務局の説明を求めます。

<農地管理係主査>

ただいま議題となりました議案第 47 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」の 1 番、2 番及び 4 番について、御説明いたします。

お諮りする案件は 3 件でございます。

初めに 1 番でございます。

対象地は上荻野字小金塚 1 筆、登記地目は畑、面積は 794 平方メートルです。

受人は横浜市瀬谷区橋戸 3 丁目の c 株式会社代表取締役 d さん、渡人は海老名市門沢橋 3 丁目にお住まいの e さんです。

本申請は、所有権移転による資材置場及び駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、500メートル以内に荻野地区市民センター上荻野分館が存する第 2 種農地です。

受人は横浜市瀬谷区に本社を置く、造成工事・土販売業を主な事業とする法人で、神奈川県全域において造成工事の請負及び土販売先の顧客がおり、事業拡大に伴い、特に神奈川県央エリアにおける資材等の置場が不足したため申請されました。

申請地につきましては、北東側は道路、北西側及び南東側は資材置場、南西側は申請地よりも高所に走る道路の擁壁に接しております。

北東側を出入口とし、全面転圧・砕石敷きする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、出入口として使用する道路に接する北東側には雨水浸透柵及びトレンチ管を埋設、資材置場に接する北西側及び南東側にはコンクリートブロック 3 段積みを新設、また、南西側は道路が申請地よりも高く道路擁壁が設置されており、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第 5 条第 2 項第 4 号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

他法令につきましては、本件は開発面積が 500 平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中でございます。

続いて 2 番でございます。

対象地は上荻野字王子原 1 筆、登記地目は畑、面積は 1,936 平方メートルです。

受人は静岡県沼津市東椎路の株式会社 f 代表取締役 g さん、渡人は伊勢原市子易にお住まいの h さん外 1 人です。

本申請は、所有権移転による資材置場及び車両置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、市街化区域から500メートル以内かつ農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地です。

受人は、静岡県沼津市に事業本所を構える土木建設用機械・機器類の販売業・海外輸出を主な事業とする法人で、当該法人には本市内在住の社員がおり、主に海外輸出を行う横浜港への商品の運搬に適した神奈川県内の好アクセスな場所となる同社員宅を新たな拠点とし、それに併せ、新たな資材置場及び車両置場が必要となったため申請されました。

申請地の東側及び南側は道路、西側は国有畦畔地及び畑、北側は畑に接しております。

南側に出入口を設け、全面転圧・砂利敷きする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、道路に接する東側及び南側には出入口以外に溝を設置、また、畑及び国有畦畔地に接する西側及び北側には鋼板柵を新設し、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

他法令につきましては、本件は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、承認済でございます。

最後に4番でございます。

対象地は三田字下前川原1筆、登記地目は畑、面積は996平方メートルです。

受人は三田の合同会社i代表社員jさん、渡人は三田にお住まいのkさんです。

本申請は、所有権移転による資材置場及び駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、水道及び下水道管の2種類が埋設されている道路の沿道で、500メートル以内に医療施設及び街区公園が存する第3種農地です。

受人は、三田に事業本所を構える、農林業、果実等農作物の販売及び加工品製造販売業を主な事業とする法人で、現在、農機具や農業用作業運搬車等の置場が無く、またこの度、事業本所が横浜市中区から本市内三田地内に移転することから、利便性向上による事業の効率化のため、同じ三田地内に新たな資材置場及び駐車場が必要となったため申請されたものです。

申請地の東側は水路、西側は道路、南側は畑、北側は農地転用許可済で建設中の特定流通業務施設に接しております。

西側に出入口を設け、全面転圧・砂利敷きする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、道路に接する西側には出入口を除きコンクリートブロックを新設、畑に接する南側にはコンクリートブロック2段積みを新設、農地転用許可済で建設中の特定流通業務施設に接する北側には鋼板柵を新設、また、水路に接する東側には水路側に既設擁壁が設置されており、申請地内植栽部の高さを10センチメートル低くすることで、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

他法令につきましては、本件は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、承認済でございます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 8、議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 8、議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

次に、日程 9、議案第48号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただ今議題となりました、議案第48号、「農用地利用集積等促進計画作成の要請」について、御説明いたします。

今月は貸借の開始期が令和8年1月1日のものについてお諮りいたします。

「農地中間管理権の設定関係」、こちらは、農地の所有者と農地中間管理機構との間の権利設定の部分となりますが、案件としましては、13件、47筆、合計面積は35,153平方メートルでございます。

全て農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画からの移行です。

賃貸借権が1件、使用貸借権が12件、設定期間については、全て3年間となっております。

なお、受人については、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項に規定する要件を満たしているものでございます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 9、議案第48号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程 9、議案第48号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」について、原案のとおり決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年厚木市農業委員会11月定例総会を閉会いたします。

令和7年11月25日

議 長

---

議事録署名人

---

議事録署名人

---